

瀬戸市保育事故検証委員会運営規則をここに公布する。

平成26年3月28日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第17号

瀬戸市保育事故検証委員会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、瀬戸市保育事故検証委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 条例第3条に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げる事務とする。

- (1) 市内に設置された保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する施設をいう。）において重篤な傷病を負った事故又は重篤な傷病に至る可能性が考えられる事故（以下「保育事故」という。）の経過に関すること。
- (2) 保育事故の原因解明及び再発防止に関すること。
- (3) その他必要な事項についての調査及び審議に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉事業に関し学識経験を有する者
- (2) 保健医療に関し専門的知識を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、又は専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(議事録)

第7条 委員会は、会議の終了後、速やかに議事録を作成する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部こども家庭課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。